

経済と経営 28-4 (1998.3)

〈論 文〉

## パターナリズムと経済学

小林好宏

### はしがき

ここ10数年における日本社会を特徴づける風潮は、規制緩和と市場原理、競争原理の強調にあると言って過言ではない。これは、政府による規制や保護を排除し、民間の経済主体の自由な活動を通じて経済活動を活発化させようということがねらいであるが、すでにこのような規制緩和運動は第1次石油危機後の経済停滞に直面した欧米先進諸国において、停滞からの立ち直りをめざして生じたものである。そして1980年代は、イギリスにおけるサッチャー政権、アメリカにおけるレーガン政権の誕生とともに、政策の中により具体的に実行されてきた。日本においても、レーガン政権の誕生と歩調を合わせるかのように、小さな政府、市場メカニズムへの依拠が叫ばれるようになった。それは財政再建、行政改革という政策課題と軌を一にするものであった。

この動きは、いわゆるバブル景気の時期にも一貫して続き、政治イデオロギー的には新保守主義の台頭として特徴づけられている。そしてバブル崩壊後の平成不況に入り、不況からの回復が容易に進まない中で再び規制緩和、市場原理、競争原理の重視が強く呼ばれはじめた。元来、行革も規制緩和もそれ自体は不況対策ではない。

伝統的なマクロ経済政策こそが不況回復策の基本策であるにもかかわらず、規制緩和があたかも政策の基本であるかの如く呼ばれるということは、言いかえれば、打つ手がなくなったということを意味するものに他ならない。規制緩和は要するに経済主体の意欲や努力にまかせよう、そのためには主体の活動を抑制しているような規制をとり払おうということであって、結局のところ、不況克服は民間主体の活動にまかせようということであり、政策でもなんでもない。

このようなわけで、ここ20年ほどの動きをみれば、規制緩和や市場原理こそ正義であり、経済主体の活動に対する政策的介入は悪であるかのような風潮が支配しているようにみえる。しかし、市場原理は同時に適者生存、弱者淘汰の原理もある。そして市場原理の対局をなすものは、保護主義である。

これまで日本経済を特色づけるものとして、産業保護政策が指摘されつづけてきた。今日、悪名高く知られるようになったいわゆる護送船団方式、小規模小売業を保護することが目的の大きな部分を占めていた大店法、地域産業の保護と地域経済振興を目的としてきた地方圏にやや偏った公共投資、これらすべてがいまや批判の対象となっている。保護主義的な政策は、保護される側の依存体質を温存あるいは強化し、結局、経済の活力を弱める、とされる。

政府による保護や規制は日本に限ったことではない。しかし、欧米近代の伝統的な自由主義、個人主義を基準にしてみた場合、日本がより保護主義的であることはまちがいない。その根底には日本社会のパターナリスティックな伝統が流れている。親と子、教師と生徒の関係において一般にみられるパターナリズムが、社会の多くの場面においても行きわたっている。そのことが、経済活動や特に経済政策の上にも反映していると言えるかもしれない。だが、逆に欧米の伝統的な自由主義、個人主義、個人責任原則、競争原理がすべての基準であると言えるかどうかは疑わしい。たしかにそれは一つの理念型を示しているが、実際に個々の国をみれば、そうした理念型と完全に一

致するわけではない。日本がこの理念型から外れているように、東ヨーロッパもラテン系の国々も、そして中東や他のアジア諸国はなおのこと、理念型からずれている。<sup>1)</sup>

他方、伝統的、支配的経済学、すなわち古典派経済学から新古典派に至る正統派の経済学は、まさに近代市民社会の理念型に対応して構成されている。それは日本社会に特徴的なパターナリズムとは本質的に相容れない。だが現実の経済のきわめて主要な部分において、個人の行動に対するパターナリストイックな介入はしばしばみられることであるし、経済理論は果たしてそのような介入の正当性を説明できるか、きわめて問題である。

本稿は、正統的経済学の基本性格を前提にした場合、パターナリズムをどのように位置づけ根拠づけることができるか、パターナリズムが市民社会の基本原則にてらしてどのような場合に正当化されるか、それをできるだけ経済理論の枠組みの中で明らかにすることを目的としている。

正統派の経済学は基本的に個人主義の考え方にもとづいている。個人の合理的判断にもとづく意思決定を基本とするという意味においての分権的社会において、自発的交換を前提とした上で資源の効率的配分をもたらす仕組みとしての市場機構を根底において、経済現象を分析する。

この市場機構が有効に作用する条件として、

- イ. 個人の行動が合理的であること —— 経済人の想定 ——
- ロ. 個人の合理的行動のめやすとして価格が需給を反映して動くこと ——  
最も典型的には完全競争 ——

が想定される。

ところで、完全競争が行われるためににはいくつかの前提が必要である。競争は不特定多数者間の競争であること、言いかえれば、取引当事者が個々につながりがなく独立していること、が必要である。もし特定のつながりをもつ者同士が取引をするなら、他の取引相手とは差別化される。これは完全な競争にはならない。したがって完全競争が行われる社会は、匿名社会でもあ

る。それに加えて、完全予見が前提になっている。こうした条件のもとで、分権社会の理念型が実現される。

他方、現実にはこうした前提条件が成り立たないことが多い。そこに政府の介入がある。政府の介入が正当化される根拠は通常、市場の失敗で説明される。政府の介入の根拠は、より正確に言えば、①競争条件が成立しにくいくこと、②競争条件が成立したとしても市場機構では解決しにくいくこと、にある。①は通常、規模の経済性の存在、不確実性（情報の不完全性）が主にその内容であり、②は外部性の存在である。外部効果が広域に及ぶ場合、そのような財は公共財ということになる。

現実の経済活動には、これ以外に市場機構の作用する条件を妨げる他のさまざまな要因がある。一つの例として取引費用の存在が挙げられる。例えば、完全競争の条件の一つとして匿名性、すなわち取引当事者が不特定多数であることを述べたが、匿名社会のもとでは不確実性が強まる。それは取引コストを増大させる。そこから取引コストを節約するための方策が生まれる。コクスが「企業の本質」<sup>2)</sup>において分権的社会において企業という集権的な組織が生まれた根拠として示したのも、市場を利用して資源配分を行う場合の費用、すなわち取引費用の存在である。市場組織を利用して資源配分を行うよりは、企業組織を通じて資源配分を行うほうが取引費用をより節約することから、企業の成立を説明しているのである。更にまた、取引当事者は、不確実性のコストを節約するために、匿名ではない企業間の結びつきを生み出す。継続的取引慣行はそのようにして説明される。また、企業グループも、取引コストを節約するような資源配分の組織としてとらえることができる。<sup>3)</sup>

このように、政府の規制や介入、完全競争とは相反する継続的取引のような取引慣行、通常不完全競争として定義されるような取引慣行が現実にはむしろ多い。取引の繰り返しから生ずる信用の存在も、完全競争の条件を歪める。しかし、それらは、経済理論が想定する理念型と異なっているが、現実には合理的と思われるケースも多い。経済理論における前提是、理論が完璧

に整合性を保つためにおかれているが、それら前提は現実の経済問題を解くときにどこまで認められうるか。

パターナリズムの問題も、経済理論の想定がどこまで許容されるか、ということと関連している。個人が完全に合理的であり、不確実性が存在せず、完全予見が可能であることを前提にすれば、パターナリズムが正当化される根拠は、少なくとも個人主権を基礎におく社会においては存在しない。しかし、現実には個人はどこまで合理的でありうるかが問題であるし、不確実性の存在は最も現実に主要な要因としてある。完全予見が前提されうるなら、投機による失敗は存在しない。しかし、現実には投機によって失敗する個人や企業は多い。

パターナリズムは、たしかに個人主義、個人責任原則という近代市民社会の理念とは相容れないことがらに見える。しかし、実際には、パターナリスティックな干渉が、社会の厚生水準を高めるためにある程度許容されるであろう。本稿ではどんな場合にパターナリズムが正当化されるか、それを経済学の枠組みの中で明らかにしたい。伝統的な経済学の枠組みでどこまでパターナリズムの根拠を説明しうるか、それを明らかにするのが本稿の課題である。

第1節では、一般的にいってパターナリズムが正当化される根拠と問題点を示す。次に第2節で、経済問題におけるパターナリスティックな介入がなされる事例について吟味し、第3節では、これを経済理論との関連で、まず個人の選択に対する干渉を、特に時間の要素と不確実性に注目してとりあげる。第4節では社会的に価値があるとみられる財、サービスの消費に個人を誘導するような介入の根拠を明らかにする。第5節では消費者保護とパターナリズムの関係をとりあげる。6節は、個人に害をもたらすような消費行為に対するパターナリスティックな干渉をとりあげ、7節では社会的価値判断と個人の選択の関係をとりあげる。以下、順次検討を進めよう。

## 1. 分権主義、個人主権のもとでのパターナリズム正当化の根拠

最初にパターナリズムの概念と、分権主義のもとでパターナリズムが正当化される根拠について的一般論を述べる。

経済問題に関して言えば、政府が個人や企業の行動についてパターナリスティックに介入するケースは多い。また個人についても、自己の責任ですべて解決すべきことについて行政に解決を依存するという場合も多々ある。伝統的な経済学の立場からは、そのような場合、行政のある種の保護主義的介入をパターナリスティックである、といって批判するケースが多い。例えば、消費者がセールスマンの口車にのって無用なものを買ってしまったという場合に、消費者相談にかけ込み、行政も、消費者保護の視点から相談にのるといったケースはしばしばある。クーリング・オフという慣行は、一応制度的に保障されているが、これについても個人の責任で行った行為であるから、あくまで個人が責任を負うべきだ、という考え方もあり、行政による消費者保護的な制度をパターナリスティックである、と批判することもできる。それ以外にも、行政介入が当事者のためを思ってなされる、ということは多い。また、行政が個人や企業に対して、当事者の利益に適う筈であるという前提のもとで介入、干渉することは多い。これらの干渉は、言わば父親が子供に対して干渉するのに似ていて、パターナリスティックであると呼ばれる。しかし、個別に事例をとってみると、パターナリズムというよりは単なる禁止や規制であるもの、パターナリズムとは区別されるべきもの等、多様である。したがって各種のケースについて、パターナリズムと呼びうるものはどれかについて、より細部にわたって見ていかねばならない。本節では、パターナリズムの概念そのものをまず明らかにし、その特徴と問題点を示す。

まず、パターナリズムの定義からはじめよう。パターナリズムは、個人の行動の自由に対する干渉である。しかしその干渉は、当該個人の利益を目的

としたものである。したがってパターナリズムが正当化されるのは、その干渉が個人の利益に適う場合である。あるいはパターナリズムは個人の行動に対する干渉だけではなく、正しい情報を得る自由に対する干渉でもある。例えば、不治の病に冒されている患者に対して、医師が本当の病名を教えない、胃癌を胃潰瘍だというように嘘の情報を与える、というのはパターナリズムである。

このように定義してみると、そこで当然次のことが前提となっている。すなわち、パターナリスティックな干渉をする主体と、干渉される主体との間には、親と子のような関係、すなわち一方は能力を持ち、他方は能力を持っていない、という前提が必要になる。<sup>4)</sup>日本語ではパターナリズムを父権主義あるいは後見主義と訳しているが、まさに父親の子に対する干渉と同じようにそれを扱っているといえる。

通常、経済学における主体は、合理的行動を行うことが前提とされているが、その合理性とは自分の利益に適う行動を選択することであり、そこでは何が自分の利益に適うかを判断する能力があることが前提となっている。しかしパターナリズムが正当化されるのは、主体が合理的判断をする能力を持ちえない場合である。だから、個人が能力を有しているにもかかわらず、干渉するのは、単なる規制や禁止、制約であって、パターナリズムとはならない。

しかし、そこでもまだ問題は残る。本人が合理的選択能力を持ちえないとしたときに、何が本人の利益に適うかをいったい誰が判断するのかということである。親子の場合は、無条件的に親が判断しているだろう。しかし、政府と企業や個人の関係になると、果たして、政府は本当に主体の利益に適うかどうかを判断できるのだろうか、という問題が生ずる。更にまた、次のような問題もある。たとえ本人が、何が自分にとって利益に適うかを判断することができないとしても、その時点で自分が欲するものを選択した場合、他者がそれをどう判断しようとも主観的な満足をもたらすのなら、それは合理

的ということにならないか、という問題である。

パターナリズムの問題は、経済問題よりもむしろ、倫理道徳とかかわりのある行動に関する場面で特に問題を多く含む。<sup>5)</sup>例えば、ある個人が死にたいと思っているときに、死ぬことを止め生かそうとするのはパターナリストイックな干渉である。その場合、死にたいと思っている本人を生かすことのほうが本人の利益に適っていると判断するのは、合理的判断を下しうる世間、というよりは、むしろ社会の一般的価値観や宗教上の教義である。

パターナリズムの概念について、倫理学、あるいは哲学の問題としてみた場合、もう一つ重要な要因がある。それはパターナリストイックな行為は、道徳規則違反を伴っているということである。だからこそ、パターナリズムを正当化する根拠が問題になるわけである。この道徳規則違反とは、相手に対して嘘をつくとか自由を奪う、苦痛を与える、といった行為である。最も適切な例は、医師と患者の関係で、医師が患者に本当の病名を教えない（嘘をつく）、痛み止めを欲しがる患者に副作用を防ぎ回復を早めるために我慢を強いる（苦痛を与える）、などという場合、いずれも患者自身のためになることであっても、患者に嘘の情報を与えたり苦痛を強いているという意味において道徳規則違反である。<sup>6)</sup>

道徳規則違反を伴うパターナリズムが正当化されるのは、この違反によってもたらされる当人の不利益（不効用）よりも、結果としてもたらされる利益（効用）のほうが大きい場合であるということができる。

しかし、このようにパターナリズム正当化の論理にも問題は残る。第1に、すでに述べたように、パターナリストイックな干渉を行う主体の意思決定は合理的といえるか、ということがある。実際、経済政策を例にとっても、個人や企業の行動に対する規制や干渉がかえって個人や企業に不利益を及ぼすことがある。また、政策形成過程自身が合理的かという問題がある。第2に、干渉によって主体に与える不利益とその結果もたらされる主体の利益の大小が比較可能かという問題がある。そして第3に、主体の行動に干渉

することによって、個々の主体に不利益をもたらすのが、結果的に社会全体として利益が得られるとした場合、社会全体の利益によって不利益をこうむった主体を補償することが可能か、という問題がある。特に干渉によって主体に不利益をもたらすことと、その結果もたらされる社会的利益の実現との間に時間の経過があるとしたなら、苦痛に耐える主体と利益を得る主体とが同一ではなくなるかもしれない。こうした問題は親と幼児、医師と精神的に錯乱した患者との関係においては生じないかもしれない。それは能力を持つものと能力をもたないものの関係だからである。主体がもし、能力を持っているなら、たとえ社会的見地からみて本人の選択は本人のためにも社会のためにもならないとしても、本人の主観的満足をもたらす選択である以上、干渉は正当化されないかもしれない。患者が死にたいと思っているのに対して、生かそうとする行為は、生命の価値ともいるべき絶対的価値の存在故に、利益不利益の大小比較自体が最初から問題にならないともいえる。しかし、こうした場合ではなく、一般の市民と政府の関係についてみると、状況は、かなり変わってくる。

次節では、特に経済問題を例に、パターナリストイックな干渉が行われるケースを列挙し、それら事例の性格について検討してみよう。

## 2. 事例の吟味

ここでは、われわれの身の回りでみられるパターナリストイックな行動について、特に経済現象を中心にその性格を吟味する。

第1は、最もよく見られる現象で、個人の選択に対する干渉という性質を持つ場合である。親が子供に対してポケットモンスターに夢中になるよりも福音館の絵本に親しむように仕向けるとか、教師が学生にマンガを読む暇があったら勉強しろ、というような場合である。親が子供に対して教育的絵本を読ませるというケースは、一般的にいってよくあることである。それに類

似の現象は、親子関係ではない大人の間でもありうる。

個人は、A、BのうちAを選択したいが、政策的にBを選択させるように誘導したり干渉したりする。この場合、Aは個人にとっての効用がより大きい。しかるに政府はBを選択させようとするこの意味が問題になる。

第2は、消費者保護政策の基礎になっているパターナリスティックな考え方についてである。例えば、景品付き販売や不当廉売に対する規制や禁止がそれにあたる。また、セールスマニに勧められてつい買ってしまったが後になつてから不要であったことに気づいたという場合、クーリングオフが制度化されている。これらについては、消費者保護あるいは弱小な零細企業者保護の視点から、規制や禁止を強化しようという議論がある一方で、そのような保護はパターナリズムであり、個人の責任で処理すべきものであるという考え方には分かれる。その場合、パターナリズムを批判する立場は、理性的判断能力がかなり衰えた老人、病人等でない限り、自己の消費行動については自分で責任を持つべきだ、という考え方にもとづいている。それに対して消費者保護の必要性を強調する立場は、ふつうの消費者の判断能力に限界があるとする立場、あるいは売手買手間の情報の非対称性を重視する立場である。景品付き販売や不当廉売の場合と訪問販売では若干異なる。

景品付き販売の場合は射幸心をあおるということが望ましくないとされる。しかしあおられる方が愚かなのだという批判はある。また不当廉売についても、おとり商品を利用して客寄せをはかるというような行為がどこまで不当といえるかについては議論は分かれうるであろう。訪問販売においてつわりの情報を提供したり、あるいは一種のマインドコントロールによって購買を誘発するのは違法といえるかもしれない。現実の消費者は、常に自己の合理的判断能力を発揮できるというわけではない。気の弱さや人の良さから不本意な購買行動に出るということはしばしばありうることであり、行政がそのような個人の性格的な弱点から発生する損害を回避するように干渉することが望ましいか否かについては議論の分かれるところである。

いずれにせよ、これらパターナリストイックな干渉について正当化するすれば、それは個人責任での行為の限界に対する社会的保護の必要性であろう。

第3は、有害な可能性のある財の消費に対する規制である。麻薬は別として、酒にせよ煙草にせよ、度を過ぎると有害である。しかし自制するのは本人の責任であるという言い方もできる。<sup>7)</sup>

しかし、この場合有害性が他に及ぶ場合と本人自身のためにならないという場合とがある。これは区別しなければならない。他に及ぶ場合は、外部不経済と同様である。パターナリズムの問題は自身に害が及ぶという場合にあてはまる。

これ以外に社会的干渉がある場合は種々ある。例えば第4に、投機的行動に対する社会的制約がある。これはあまり存在しないが、規制しようと思えばありうる。第5に、社会的通念、常識にしたがうように誘導するという場合もある。

考えうるこれらさまざまなケースについて、パターナリストイックな干渉が行われることがしばしばみられる。経済理論の立場からこれら干渉が許容される根拠を分析するのが本稿の課題である。個人は主観的に合理的であり、効用最大化行動をとる。それに対してパターナリストイックな干渉が生ずる根拠について、既存の経済理論を応用するとした場合、どんなアプローチがあるだろうか。考えうるアプローチを挙げてみよう。

第1は不確実性の存在である。これは市場の失敗の一つであり、個人の合理的行動が不可能であるということからくるものである。個人が常に合理的行動をとるというのは、完全予見を前提するのと同じことである。もし完全予見が成り立つなら投機で失敗することはないし、投機はむしろ時間を通じての最適資源配分をもたらすもので望ましいことだらけということになる。しかし完全予見を前提にした投機とはいったい何だろうか。

市場の失敗がある場合に政府が介入する。それと同じように、個人の行動

の合理性が充たされない場合、より予見可能な第3者が介入するということを考えられる。第2は時間の要素の導入である。ここでは後に述べるように、事前的効用と事後効用とでもいべき概念の区別が登場する。事前的には本人は、自分にとって効用は大きいが、その後の人生に役立たない財のほうを選択するが、事後的には、劣等財と上級財（価値財）とがある、上級財のほうが価値が高いことに気づくという場合である。<sup>8)</sup> 価値財は事前に本人にとって効用は低いが、後になってみると、その効用の高さに気づくのが一般的であり、その場合、価値財を消費するように本人の選択を誘導するという介入がありうる。この場合、価値財の消費は、貯蓄に似ている。貯蓄は、現在の消費を節約することにより、将来より多くの消費を可能にする。したがって貯蓄の理論は時間を通じての効用最大化の理論もある。しかし、通常の貯蓄の理論では、個人が将来にわたっての効用最大化を行うように前提されている。言いかえれば、個人の合理性が前提されている。しかし、パターナリズムが正当化されるのは、個人がそのような合理性を持ちえない場合であり、現在時点での効用最大化行動しかとりえない場合である。そしてこのギャップを埋めるのが、パターナリストイックな介入である。この意味では、経済理論の応用としては、第1の不確実性が存在する場合の政府の介入あるいは行政介入の場合と、共通している。完全予見の前提を外した場合、個人になりかわって誘導や介入を行う側が、果たして合理的でありうるか、という問題は残る。

第3のアプローチは、個人の効用関数自体について、修正を加えるという方法である。従来、経済理論では、個人の効用関数は個人の消費しうる財やサービスにのみ依存するというのが一般的であった。しかし、個人の満足は自分の消費水準のみではなく、自分が属する社会の価値実現によってもたらされうる。自分の属する共同体の価値は、一種の公共財とみなすことができる。通常、公共財は税によって供給されるが、自発的な公共財への寄与（例えば寄附）がもたらす効用をとりいれた分析が最近とりあげられている。<sup>9)</sup>

これは、個人によって異なるが、個人の共同体への寄与を促すような干渉がありうる。パターナリズムの問題に対する一つのアプローチとして、この応用分析は有意味であろう。これらの中から、第1から第3までのケースについて、もう少し詳しく吟味してみよう。

### 3. 個人の選択に対する干渉

第1のケース、すなわち個人の選択行動に対する干渉について、経済行為を中心に考えてみよう。

この場合、経済学の論理にあてはめてみると次のように整理することができる。いま選択対象  $A$ ,  $B$  二つがあり、個人は  $A$  を選択したいと思うのに対し、 $B$  を選択するように干渉するのがパターナリズムである。 $A$  の効用を  $U_A$ ,  $B$  の効用を  $U_B$  とすると、当該個人にとっては、 $U_A > U_B$  である。このような場合、なおかつ  $B$  を選択させうる根拠は何か。 $B$  はもちろん  $A$  も有害ではない、ということがこの場合前提である。それがたとえ低俗な娯楽であっても、少なくとも本人にも他人にも害を及ぼさない。そのような選択対象は、 $U_A$ ,  $U_B > 0$  である。

最も一般的に考えられるケースは次のような場合であろう。

個人は、 $A$ ,  $B$  の二つの選択対象に直面している。現在時点では、彼は  $A$  をとりたい。したがって  $U_A > U_B$  である。しかし、後になってみると  $B$  をとつておけばよかった、ということに気づく。そのことを人生の先輩である親や教師、したがってそれらを代表する「社会」が本人に  $B$  を選択するように仕向ける。これがパターナリストイックな干渉である。この場合、効用を事前的事前効用と事後的事後効用というように分けることもできる。事前的には  $U_A > U_B$  であるが、事後的には  $U_A < U_B$  であり、しかも時間を通じての効用最大化問題を解くと、 $B$  を選択するほうがより望ましい、というケースである。

これは、経済理論をあてはめた場合、貯蓄の理論、すなわち現在の消費と

将来の消費の選択問題を応用するのが、最も近道であるように思われる。すなわち、 $A$ を放棄して $B$ を選択するように仕向けるのは、現在の消費を放棄して将来の消費、すなわち貯蓄を選択させるのに似ている。

この議論の応用の仕方はいろいろに考えられる。まず第1次接近として、消費と貯蓄の選択の理論をそのままあてはめてみる。時間を2期に分け、1期では $A$ を選択するが2期には $B$ を選択するという前提で、パターナリストイックな干渉のない場合を考える。つまり、2期になってみると、 $B$ の良さがわかって $B$ を選択するようになるが、1期にはまだわかっていない、という場合を考えてみるのである。

次に第2次接近として、現在と将来では、効用の無差別曲線が変わる。すなわち現在は、ほとんどの消費水準において  $\frac{\partial U}{\partial A} > \frac{\partial U}{\partial B}$  だが、将来は  $\frac{\partial U}{\partial A} < \frac{\partial U}{\partial B}$  になるという場合であり、そのことを干渉者は知っている、という場合を考える。そして第3次接近としては、より一般的にこの問題を解くように工夫する。

まず、貯蓄の一般論についてみる。所得を $Y_0$ とする。1期の消費は $C_0$ 、2期で $C_1$ 、貯蓄は $S_0$ 、単純化して、 $C_0$ はすべて $A$ の消費に向けられ、 $C_1$ はすべて $B$ の消費に向けられるとする。1期の消費は $C_0^A$ 、2期の消費は $C_1^B$ 、利子率を $r$ とする。個人の効用最大化問題を解くと、

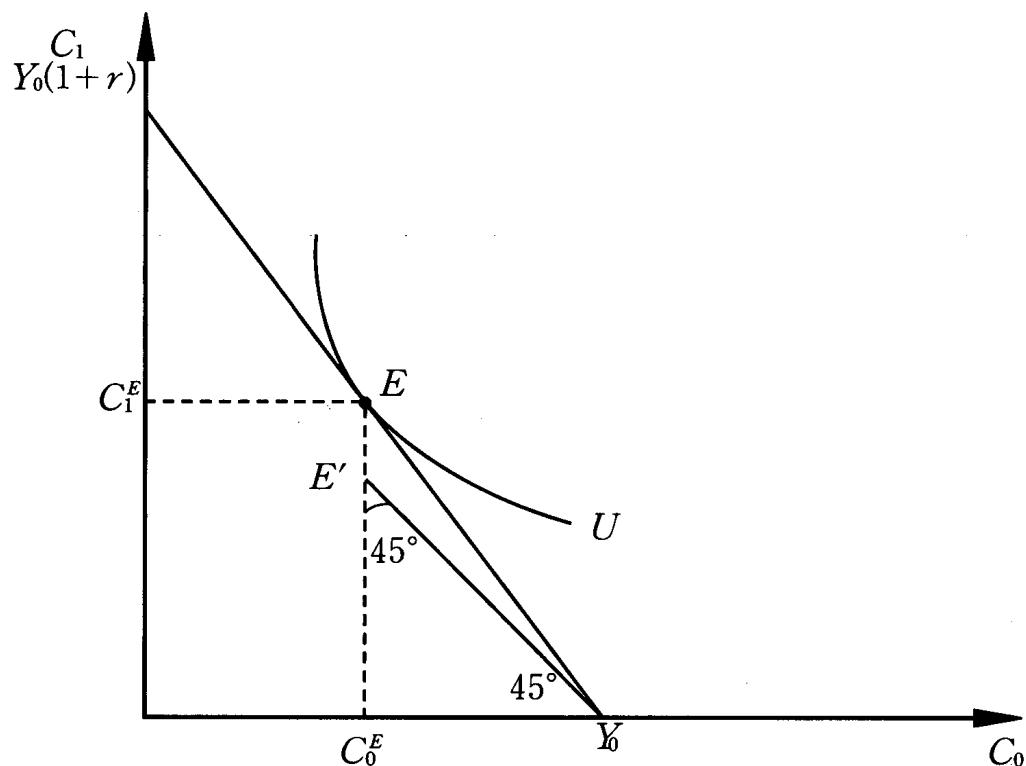
$$\begin{aligned} & \max U(C_0, C_1) \\ & s.t. Y_0 - C_0 = S_0 \\ & S_0(1+r) = C_1 \end{aligned}$$

あるいは、

$$Y_0 = C_0 + C_1 / (1+r)^{10})$$

この解は、図3-1で示される。

図3-1 貯蓄の決定



今期の消費は  $C_0^E$ ,  $Y_0 - C_0^E$  の貯蓄を行う。

ここで,  $Y_0$ ,  $Y_0(1+r)$  直線は, 一種の予算制約式であると同時に, 現在の消費と将来の消費の間の変形関数でもある。この直線の傾きは,

$$EC_0^E/Y_0 - C_0^E = (EE' + Y_0 - C_0^E)$$

であるから,

$$EE'/(Y_0 - C_0^E) + 1 = 1 + r$$

ここから,

$$EE'/(Y_0 - C_0^E) = r$$

この左辺は内部収益率あるいは資本の限界効率であり, 右辺は利子率であるから, この傾きは, 均衡状態を意味している。

効用関数において,  $(\partial U / \partial C_0) / (\partial U / \partial C_1) = 1 + \rho$  で,  $\rho$  は時間選好率, (1) 式の許容の条件は,

$$(\partial U/\partial C_0)/(\partial U/\partial C_1) = 1 + r$$

$Y_0 = C_0 + C_1(1 + r)$  であるから,

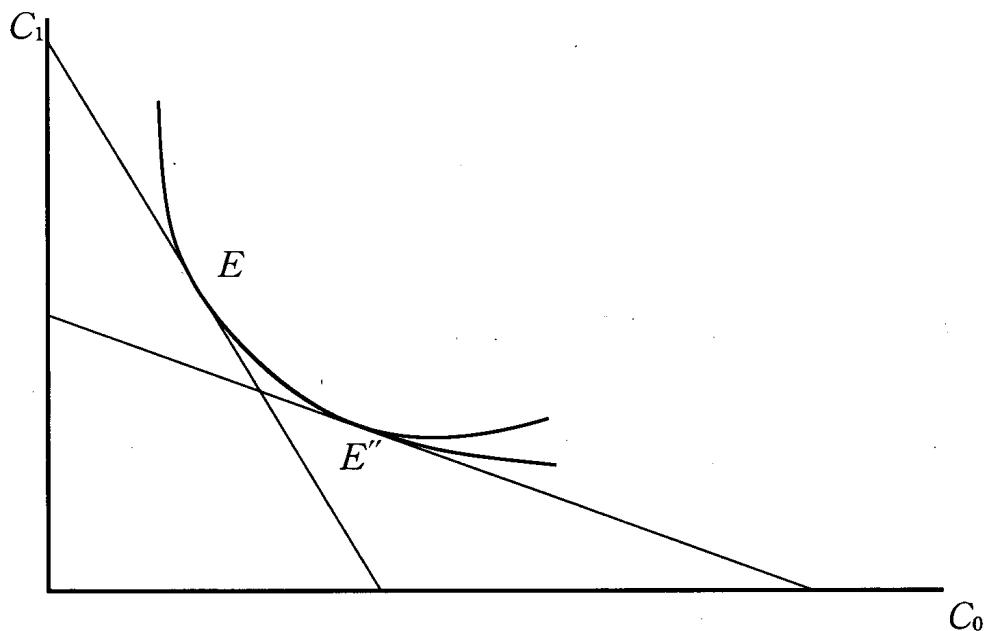
$$1 + \rho = 1 + r$$

内部収益率と時間選好率が等しい点で貯蓄が決定される。

もし個人が、 $A$ を強く選好しているなら、それは時間選好率 $\rho$ がきわめて高いことを意味する。 $\partial U/\partial C_0 > \partial U/\partial C_1$  であり、これがきわめて高い状態であって、もし $r$ が与えられているとすれば、 $\rho > r$  であるならば、 $C_0$  を増大させ、 $\partial U/\partial C_0$  が低減して、 $1 + \rho = 1 + r$  になるところで均衡する。

この状態は、図 3-2 に示される。均衡点が $E''$ になることを意味する。

図 3-2



これが貯蓄の理論、あるいは消費と貯蓄の配分に関する一般論であるが、いまこれに $A$ 、 $B$ 二つの選択対象があり、個人は $A$ を選択したいが $B$ を選択するほうが「本人のためになる」という場合をあてはめてみよう。 $B$ を選ぶということは、消費を2期めにのばす、すなわち現在の享樂を犠牲にすることに等しいと考えれば、この問題は貯蓄の理論をそのままあてはめることができる。

将来が見えずに、 $A$ により大きな効用を見出すのは、時間選好率 $\rho$ が高いということである。現在の消費 $C_0$ 、将来の消費 $C_1$ のもとで、時間選好率 $\rho$ は、

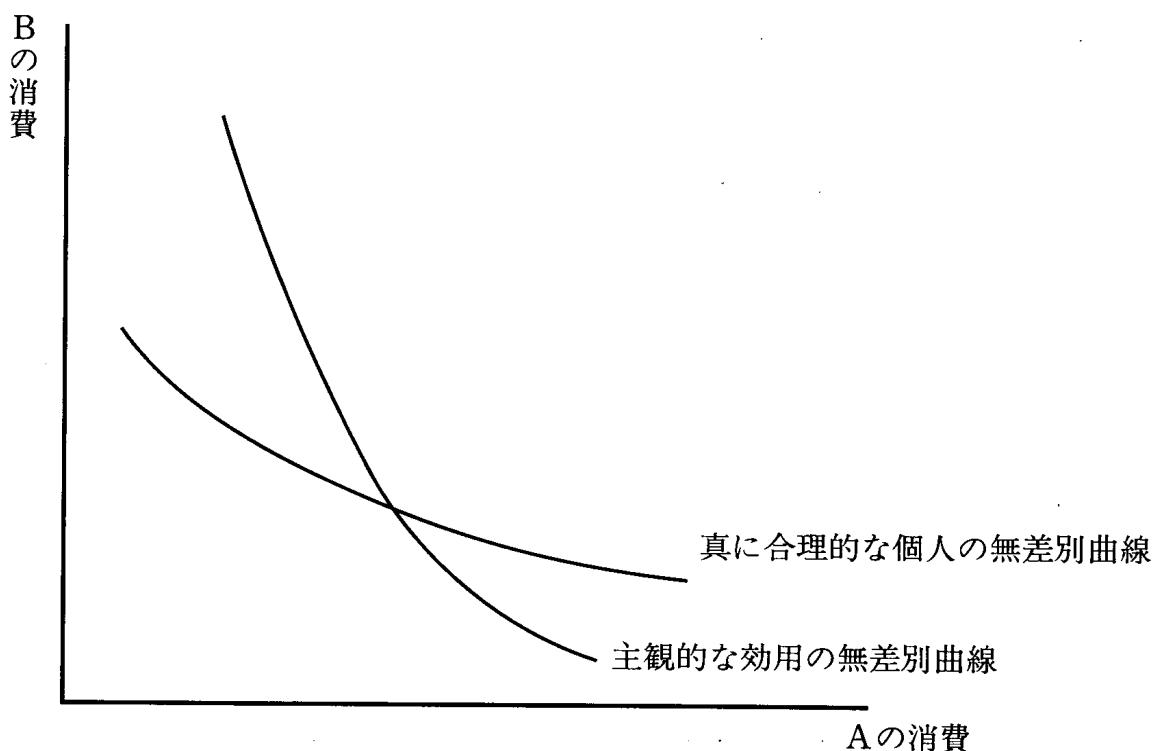
$$\rho = \left( \frac{\partial U}{\partial C_0} - \frac{\partial U}{\partial C_1} \right) / \frac{\partial U}{\partial C_1}$$

である。

$\rho$ が高い状態とは、 $\partial U/C_0$  が $\partial U/\partial C_1$  に比してきわめて高い状態、したがって $\partial U/\partial A$ が $\partial U/\partial B$ より非常に高いという状態であり、いま利子率 $r$ が与えられているとすれば、彼が「主観的に合理的」に行動する限り、 $\rho = r$ となるような消費の選択を行うから、 $\rho$ が $r$ に一致するまで消費 $C_0$ を増大させることになる。一般論としていえば、この個人の効用の無差別曲線は、「真に合理的な」個人の効用の無差別曲線にくらべて、急傾斜である。

これは図 3-3 に示される。

図 3-3



そして、この個人の時間選好率があまりに高くなると、所与の利子率のもとでは、 $C_0$  のどの水準においても、 $\rho$ が $r$ を上回るということが生じうる。極端な場合、無差別曲線が垂直になる。

以上のように、個人の主観的効用の無差別曲線が極端に急勾配である場合は、最適均衡は得られないかもしれない。

次に、この議論のバリエーションを考えてみよう。 $A$ はマンガ本、 $B$ は経済学の本としよう。仮にマンガは将来の所得増大をもたらさないのに対し、 $B$ は将来の所得増につながる、と仮定する。これは $B$ の選択のみが利子を生み出す、と考えることにつながる。今期の所得 $Y_0$  はすべて消費され、 $A$ か $B$ の消費に用いられる。この場合、将来においても、個人の効用の無差別曲線は変わらないが、今期における $B$ の選択は将来、より多くの $A$ をもたらすということを意味する。

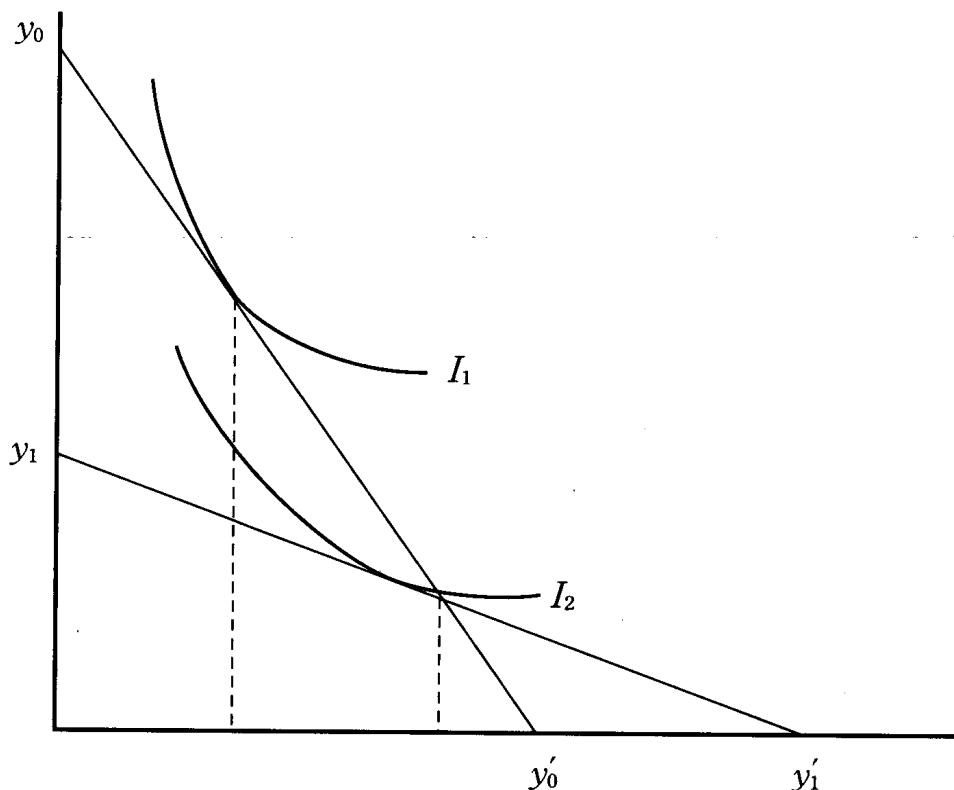
単純化していえば、今期の消費 $C_0$  はすべて $A$ にふりむけられ、それのみが本人にとって効用をもたらし、2期めの $B$ の消費は、ひたすら2期めの所得増加に貢献する、と考えることができる。その場合、これまでの議論とまったく同じであり、本人にとっては、 $B$ の選択、すなわち経済学の本を読むことは、貯蓄をしているのと同じことになる。しかしながら、本人が所得の増加が将来のより多い $A$ の消費を可能にするということを知っているなら、本人がたとえ主観的でも合理的であれば、最適な選択を行うであろう。

もしそうならば、そこにパターナリストイックな介入の余地はない。パターナリズムが意味を持ちうるのは $B$ の選択がなにがしかの苦痛をともなうもので、時間選好率がきわめて高く、利子率と一致することがありえない、という状況と同じになるからである。

次に、同じく2期間に分けて、1期めでは $A$ を、2期めでは $B$ を選択すると仮定しよう。

個人は今期の $U_A$  と次期の $U_B$  の合計を最大化しようとする。

図 3-4



図の $y_1$   $y_1'$ は、この個人が期間 1において一定の所得を本期の消費と来期の消費に割り振る割合である。効用の無差別曲線は社会の立場からみた無差別曲線である。

他方 $y_0$   $y_0'$ は社会的立場からのAとBへの所得の配分比率である。それらの無差別曲線を比較すると、 $I_2$  は $I_1$  の下にある。すなわち、社会的にみた場合、効用水準が低い。個人にとっての最適は、社会的最適からずれている。そこからパターナリストイックな介入が生ずる。

この場合の介入は社会的にみて望ましい選択と個人の選択とが異なっている場合に、社会的に望ましい選択に個人を誘導するように干渉するということであり、個人の効用最大化になってはいないという意味で果たしてこのような干渉が正当化されるか、という問題が残る。もし、個人が干渉された結果、選択を変更し、後になってから、その選択結果に満足したとすれば、

それは事後的な効用最大化といえる。効用概念を事前、事後に分けた場合は、そのような事後的満足の最大化をもたらす限り、干渉は正当化されるだろう。

#### 4. 価値財選択への誘導

次に、個人の選択行動に対して、社会的にみてより価値の高い財、サービスを消費するように干渉する、というやり方が考えられる。この場合、価値財は一種の準公共財とみなされる。大衆娯楽雑誌と経済学の本の二つの選択対象があり、経済学の本を価値財としよう。すなわち、個人が大衆娯楽雑誌を読むよりは経済学の本を読んだほうが、社会にとって望ましい、なぜなら、経済学の本を読んだほうがそれだけ賢くなるわけであり、賢い人間が増えることは、社会の環境を改善することになり望ましい、したがって経済学の本を読むのは、公共財を供給するのと同じである、という理屈である。これは教育を準公共財とみなすのと同じ考え方である。いま個人が、消費しうる選択対象は通常の財 $X_i$ と、社会的に望ましいとされる財 $g_i$ であるとする。個人は $g_i$ の消費からなんの効用も得られないと仮定しよう。しかし、人々が $g_i$ を消費するということは、社会全体の環境を改善するので、公共財を供給するのと同じことになる。この公共財を $G$ とする。社会の環境改善は個人にとっても満足を与える。

以上を定式化すると次のようになる。<sup>11)</sup>

個人*i*の効用関数は、

$$U_i = U_i(X_i, G)$$

$$w_i = X_i + g_i$$

$$G = \sum_{i=1}^n g_i$$

$w_i$  は個人*i*の所得、社会の人口は*n*人とする。もし、ある個人が娯楽だけでなく、勉学自体に大きな満足を見出すとすれば、勉強好きの効用関数は、

$$U_i = U_i(X_i, g_i, G)$$

勉強嫌いの効用関数には  $g$  は含まれない。 $g_i$  が自発的支出であれば、勉強嫌いにとって  $g_i=0$  であるから、社会が勉強嫌いからのみ成るならば  $G=0$  となり、社会の知的環境は良くならない。そこで社会の環境を改善するために税金をかけて  $G$  を供給するという方法がとられる。税金を  $t_i$ 、社会の税額を  $T$  とすると、

$$G = T \quad T = \sum_{i=1}^n t_i$$

このような社会では効用関数と制約条件式は、

$$U_i = U_i(X_i, G)$$

$$w_i = X_i + t_i$$

これは、義務教育のように勉強を強制するケースである。これと正反対にみんなが勉強好きの場合は、

$$U_i = U_i(X_i, g_i, G)$$

$$w_i = X_i + g_i$$

みんなが勉強嫌いの場合は、もし、政府がなんの干渉もしなければ、

$$U_i = U_i(X_i) \quad G = 0$$

$$w_i = X_i$$

である。以上を整理しよう。

①すべての個人は勉強嫌いで政府の干渉がない場合

$$U_i = U_i(X_i)$$

$$w_i = X_i$$

②すべての個人は勉強嫌いだが政府が勉強を選択するように強制する場合

$$U_i = U_i(X_i, G) \quad G = T$$

$$w_i = X_i + t_i \quad T = \sum_{i=1}^n t_i$$

単純化のため  $t_i = g_i$  とする

③すべての個人は勉強から満足を得る

$$U_i = U_i(X_i, g_i, G)$$

$$w_i = X_i + g_i \quad G = \sum_{i=1}^n g_i$$

これらの効用の大小関係を比較してみよう。もし、②と③において、 $G$ の水準が等しく、かつ $\partial U_i / \partial G$ が二つのケースで同じであるとすれば、個人の効用水準は②<③である。もし①<②ならば、明らかに①<③である。パターナリズムのケースは②であって、②は個人の選択に対する干渉を、あたかも課税によって強制するように示したものである。

①と②の大小関係は、 $\partial U_i / \partial X_i$  と  $\partial U_i / \partial G$ 、および  $t$  の値に依存する。②と③については、それぞれ効用を最大化するような最適税率あるいは最適な  $g$  の水準が解ける。問題は、放置すれば人は①を選択するというときに、②をとるというのは制度的強制である。③を選択するように仕向けるのは誘導であり、あくまでも個人の選択にゆだねるかたちをとりながら③を選択するように仕向けるというのが、もっともパターナリズムらしいところである。

## 5. 消費者保護とパターナリズム

経済政策の中でパターナリスティックであると思われるものの一つに消費者保護政策がある。ねずみ講に誘われて入ったり、訪問販売で不要なものを買わされたり、といったケースは多々ある。これらについて、どこまでが個人責任に帰すべきことか、どこからが法的に禁止、あるいは規制すべきことかは、経済法の主要な課題の一つである。

パターナリズムは本来、判断能力を持つ者と持たない者との関係において、前者が後者の利益に適うよう、本人の自由な意思決定に干渉することを指している。それを経済行為にあてはめた場合、判断能力を持つ消費者が自分の自由な意志にもとづいて行動した結果が、たとえ自分の不利益になったとし

ても行政が介入して消費者を保護する必要があるか、という問題が生ずる。しかし、この場合の能力は相対的なものである。売手と買手の間に情報の非対称性がある場合に、情報に関しては買手が相対的に無能力者である。その意味でパターナリストイックな消費者保護は正当化されるであろう。<sup>12)</sup>しかしこの場合、単に商品の品質性能についての情報能力の不足を補うのであれば、品質性能に対する正しい情報の表示を売手に義務づけ、不当な表示や誇大広告を禁止したり規制したりする。ただ、この場合、消費者の意に反して自由な選択行動に介入しているとは言えない。これはむしろ交渉力の対等性を維持するための措置である。したがってこれは厳密な意味でパターナリズムとは言えないであろう。

問題は射幸心を刺激するような景品付き販売等についての規制や訪問販売にともなうトラブルに対する消費者保護をどうみるかである。消費者は商品についての正しい知識を有しているとしよう。しかし景品につられて合理的な購買行動をしなかったとか、気が弱くてセールスマンの誘いを断れなかつた、という場合である。景品につられたり、しつこい誘いを断れないのは、当人の人間的弱点であり、そこまで保護されるべきか、という議論が当然ありうる。これは情報の非対称性というのとは明らかに異なる。商品が複雑多様化し、品質が高度化してくると、商品についての情報を消費者が完全に得ることはほとんど不可能になる。したがってその場合には、使用上の注意や説明書が付されることを義務づけて当然である。しかし、消費者自身の欲求が刺激されることに対しては、消費者が自己の責任において対応すべきことである、という考え方には十分ありうるだろう。たしかに、一人暮らしの老人を相手に不要な商品を言葉巧みに売りつけるということはある。その場合、老人の能力をどう評価するかが問題であり、もし一人暮らしの寂しさにつけ込んで商品を売りつけるということが行われたとすれば、それは明らかに対等な交渉力を持つもの同士の取引ということにはならない。パターナリズムが正当化されるのは、買手が、何が自分にとって望ましいかを十分に判断す

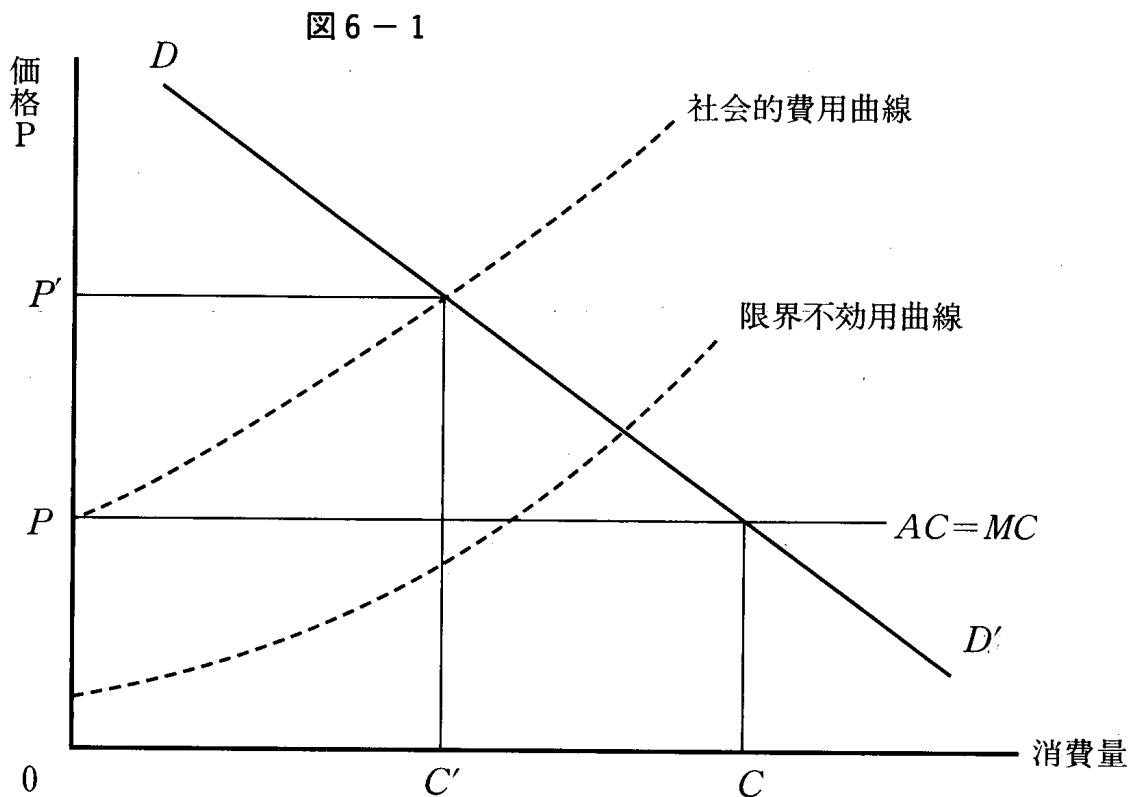
ることができない状況にあると認定される場合であろう。

また、もし投機的行動によって借金を背負ったり、一家離散の悲劇におち入ったりすることを防ぐため、行政が投機的行動を抑制する措置をとったとしたならば、そのようなパターナリストイックな介入は正当化されうるだろうか。ハイリターンを求めてリスクを冒すこと自体、今日、資本主義の原則からいって認められている。だが実際は、株や競馬で不幸な結果をもたらす人は多い。現実には、浪費癖のなおらない者に対して、禁治産者あるいは準禁治産者の宣告をするという方法はとられている。これは、家族その他周囲の関係者を擁護する効果を持つが、本人の利益に適っているとは断言できない。この場合、投機を戒めるような介入は正当化されるだろうか。単に本人の資質や性格にもとづくことが原因でギャンブルがやめられないとしても、経済の論理では介入を正当化する論拠は見出しにくいであろう。消費を戒めたり、ギャンブルに手を出すことを戒めたりすることは、パターナリストイックである。だが、パターナリストイックな介入を正当化しうるかどうかは、断言できない。

## 6. 有害な消費行為に対するパターナリストイックな干渉

個人の消費行為の中で、本人のためにならないと思われるものは、いわゆる悪徳商法にだまされたり、不要なものを買わされたりするというようなケース以外にも種々ある。例えば、酒や煙草の飲み過ぎや吸い過ぎはからだに良くない。そこで、こうした飲み過ぎや吸いすぎなどを抑制するように、個人の嗜好に対してまで、社会が規制するケースは多々ある。もちろん、飲酒や喫煙が他人に迷惑を及ぼす、ということであれば、これは外部不経済といふことができる。したがって、外部不経済を内部化することによって最適解を得るということは理論上可能である。煙草の例をとってみよう。

図6-1は、横軸に煙草の消費量を、縦軸には価格を示している。平均費



用 $AC$ は一定とする。したがって限界費用 $MC$ も一定である。 $DD'$ 曲線は煙草の需要曲線である。もし、なんらの規制がなければ、価格が $P = AC$ の場合、煙草の消費量は $OC$ である。しかし、煙草の消費によって周囲に迷惑を及ぼす。この迷惑を限界不効用曲線で示すと、平均費用に限界不効用を上乗せしたもののが、社会的な費用曲線となる。

最適な消費量は、価格を $P$ から $P'$ に引き上げることによって得られる。通常の外部不経済の場合は、このようにして最適解が得られるわけである。しかし、これはパターナリズムということにはならない。

パターナリズムは、本人にとっては主観的に効用があっても、自分の健康を害することから、第3者が禁欲するように干渉する場合である。もっとも、本人自身が飲み過ぎ吸いすぎが健康によくないことを熟知しているながら、意志の弱さによってやめられないのだが、外的な規制を自ら望むことがあるだろう。その規制の仕方が、煙草の値上げであるという場合もあ

る。このようなケースをカラブレジはセルフパターナリズムと呼んでいる。<sup>13)</sup>

さて、他人には害を及ぼさないが、自分自身には有害になるような消費(とはいっても毒物の消費によって自ら命を縮めるというのは、まさに自殺行為に他ならないから、これは効用をもたらす消費とはいえない)に対して、過度な消費を慎むように干渉することはどのようにして正当化されるか。もちろん、消費は一般的に誰にとっても効用をもたらすということが前提であり、過度な消費が、本人にとって有害である、というケースに限定する。毒物の服用は、たとえそれが本人にとって効用をもたらすものであっても、それは社会的に禁止されていると前提しよう。ここで問題にしているケースは、内部不経済と呼ぶことができる。内部不経済に対するパターナリストイックな干渉が正当化される根拠について考察しよう。

この場合、ある財 $X$ の消費は、効用をもたらすと同時に、副産物としてのリスクをともなうと考えられる。例えば、それが栄養豊富な食物であるとすれば、その消費は効用をもたらすが、同時に肥満というリスクをともなう。パターナリストイックな干渉は、そのようなリスクについての正しい情報を与え、消費量について最適な選択をするよう仕向けるようになされるものと解釈しうる。もし、個人が合理的であれば、与えられた情報を計算に入れて行動する。それは自分の効用最大化行動に対して、なにがしかの禁欲をともなうことになるが、もし彼が十分に合理的であれば、第3者の忠告や指導にしたがって行動することになる。他方、彼があくまでも自分の欲求にのみしたがって行動するとすれば、副産物としてのリスク因子を考慮せず、消費効用の最大化をはかる。

肥満を $X$ の関数 $V(X)$ としよう。 $V(X)$ が成人病をもたらす確率を $\pi$ とする。食べ過ぎに注意せよという忠告は、 $\pi$ の値について正しい情報を与えることになる。忠告や指導にしたがわぬ個人の効用関数は、

$$U = U(X)$$

他方、パターナリストイックな干渉に素直にしたがう個人の効用関数は、

$$U = U[X, \pi V(X)]$$

$\pi$  の値が既知で与えられているとすれば、

$$U = U[X, V(X)]$$

と書ける。

$$\frac{\partial U}{\partial X} > 0, \quad \frac{\partial U}{\partial V(X)} < 0$$

ネットの効用を  $U^n$  とする。  $U^n = U(X) - U[V(X)]$

のように単純化されるとすれば、

$U^n$  max は、

$$\left| \frac{\partial U}{\partial X} \right| = \left| \frac{\partial U[V(X)]}{\partial X} \right|$$

によってもたらされる。図で示すと、図 6-2 のようになる。

曲線  $U(X)$  は、 $X$  の消費にともなう効用を示し、 $\frac{\partial U(X)}{\partial X} > 0, \frac{\partial^2 U(X)}{\partial X^2} < 0$  と仮定すれば、 $U(X)$  曲線は右上りで遞減的勾配を持つ曲線で描かれる。

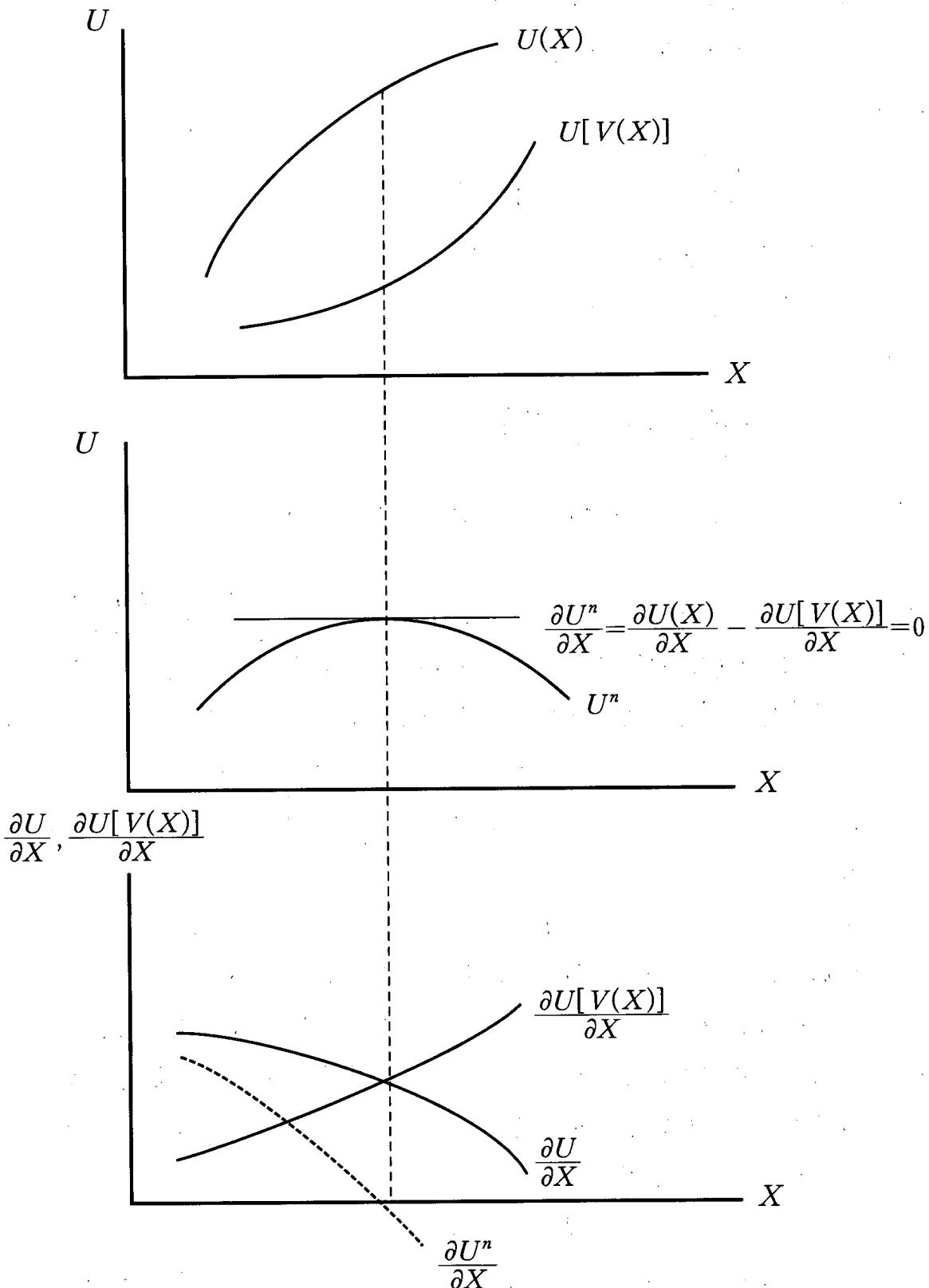
他方、 $\frac{\partial U[V(X)]}{\partial X}$  は、 $X$  の消費にともなう肥満とそれによるリスクを絶対値で示しており、リスク遞減を仮定すれば、右上りで遞減的勾配を持つ。 $U^n$  の最大値は  $\frac{\partial U^n}{\partial X} = 0$  で示される。これは  $\left| \frac{\partial U[V(X)]}{\partial X} \right| = \frac{\partial U}{\partial X}$  のときにもたらされる。

このように、個人が合理的に行動しうる場合は、干渉にしたがって節食し、最適な選択を行うことができる。しかし、この場合は、パターナリズムということにはならない。なぜなら、パターナリズムとは本人の意に反して個人の選択に対し干渉することだからである。この場合、本人が自発的に干渉にしたがっており、正しい情報を与えられた結果、合理的な選択をしているといえる。したがって、効用関数が、

$$U^n = U(X) - |U[V(X)]|$$

のかたちをとっており、 $U^n$  を最大化するように行動しているという点で、意

図 6-2



に反した行動をとっているわけではない。

パターナリズムと言いうるのは、本人にとっての効用関数があくまでも  $U(X)$  であって、 $U[V(X)]$  は考慮されない場合であると言える。客観的にみれば、本人の効用関数が  $U^n = U(X) - |U[V(X)]|$  であるのに、本人の主観的な効用関数が  $U(X)$  であるというところにこそ、パターナリストイックな介入の意味がある。

これに対して、個人がわかっているけれどもやめられない、というケースがある。本人は肥満の害を十分知っているが、食欲にかてないという場合である。その場合、彼にとっては  $\frac{\partial U}{\partial V(X)} < 0$  である。しかし、彼の行動においては、 $V(X)$  によるマイナスが考慮されない。これは彼の効用関数が単純に  $U(X)$  であるというのとは微妙に異なるであろう。このような場合、人はしばしばセルフパターナリストイックな行動に出る。自分にとっては効用を減ずるか、あるいは苦痛をもたらすことになるとしても、あえて、外的に規制されることを望むというのがそれである。

## 7. 社会的価値判断と個人の選択

これまでとりあげてきた例は、多くは従来の経済理論の枠組みの中で扱うことができる、言いかえれば、政策的干渉によって最適解に導くことができるケースである。例えば、前節でとりあげたケースでは、干渉者が正しい情報を与えることによって  $V(X)$  の値を知らせ、本人にとって  $\partial U / \partial V(X) < 0$  となるように意識させることができれば、本人が自発的に社会的にみても最適な選択ができる、という前提で議論を進めてきた。しかし、本当にパターナリズムと言いうのは、本人にとってあくまでも  $U = U(X)$  で  $\partial U / V(X) < 0$  であると意識していないときに、本人に客観的にみて最適な選択をするように干渉する場合である。そしてその場合にこそ、パターナリズムが正当化されるかどうかが問題になるのである。

もう一つの問題は、干渉者が本人にとっての最適値を知っているという前提があることである。果たして、干渉者がそのような最適値を知りうるかどうかが問題になる。先の肥満と病気の例は、経験的にも確率的にもある程度測定しうる。しかし、干渉者が単により正しい情報を与えるのみであったなら、結局、それをどう判断するかは個人の選択の問題となる。単に情報を与えるだけではなく、より積極的に誘導する場合には、先の例でいえば  $V(X)$  の負の要因を避けるように個人に強く働きかけるだけの強制がなければならない。病気になっても構わないという個人がいる場合に、社会通念や常識にしたがうように個人を誘導する。これは言わば社会の価値観を個人に強制する、という機能を持っている。最もシリアルなケースは、生命倫理にかかわる問題である。当事者は生きる意思を失って死にたいと言っているのに対し、延命治療を施す場合、あるいは自殺願望を持つ者に生きるよう強制する場合である。これは生きることの価値、生命の価値が本人の苦痛よりも優先する、と解釈するのがふつうである。しかし、厳密な意味での個人主権、個人の選択の自由を前提にしたときに、そのようなパターナリズムは正当化されるだろうか。これについてはいろいろな考え方がありうる。

まず第1に、個人の選択権が常に優先する、という立場にたった場合。この場合には、個人が常に合理的に行動するということを暗黙の前提にしている。したがって本人が不治の病に冒されて死を望んでいるとき、病によって正常な判断能力を失っているかもしれない。したがって死を望んでいることが果たして合理的判断にもとづくものかどうか疑わしい。本人が合理的判断能力を持たない場合は、個人の選択は最優先されるべきではない、ということになる。この場合、もし助かったとして、その後の人生が不幸の連続であつたとしても、人は正常な判断能力を持つ限り生きることを望む、それが本能である、という前提是許容されるだろう。

第2は、個人の選択肢には限界がある、という考え方である。人間は孤立した個人として存在しているのではなく、社会的存在であり、共同体の一員

である。したがって共同体としての意思や価値観が優先する場合がある。生命の尊重は共同体の意思であり、それは個人の自由な意思に優先する。自殺は殺人が許されないと同様に許されないので、という考え方である。

この考え方につてば、問題の解決は容易である。しかし、個人主権のもとでパターナリズムが正当化される論拠の説明としては、単純過ぎる。なぜなら、個人主権そのものの限界を最初から認めているからである。もちろん、それは生命にかかわるような極限状況における選択問題においてはじめて生ずる個人主権の限界であって、分権主義を基本とする社会においては、通常の状態においては、個人の意思が優先する。

現実的には当然そのように考えられるが、しかし、共同体の価値を持ち込む考え方には、基本的に経済学の前提と異なる。経済学は孤島におけるロビンソンをティピカルな主体としている。そのような主体を前提にした上で体系が成り立っているのが伝統的な経済学である。したがって、共同体の選択あるいは価値を、個人の効用関数等に組み込むということは、従来の経済理論にとって本質的に修正を加えることになる。

ところで、共同体の意思が「場合によっては」優先するという前提をおく議論に対しては、次のような問題提起がなされる。すなわち、第3の考え方として、個人の意思に対して共同体の意思が優先する場合があるとしても、共同体の意思は公共選択の結果であり、それは個人の意思の集合である。そのように考えれば、個人主権と矛盾なく両立しうる。しかし、もしそうだとすると、少数者（この場合は生きることよりも死ぬことを望む主体）の意に反するような共同体としての意思を黙認するような公共的選択の結果が、合理的に導かれうるか、という問題が生ずる。公共の意思自体が合理的に導かれうるか、という問題は、古くはアローによって提示された問題である。もし、仮に多数の意思が合理的に導かれたとしても、それが場合によりけりとはいえ、特定の個人の意思に優先するということは、そもそも個人主権の前提と矛盾しないかという問題は残る。

それに対しては、共同体の意思自体、あるいは共同体の価値自体、そのときどきの支配的理念として、人々の意思を反映したものとして存在しているのであり、個人の意思の集合として合理的に導出されるかどうかといった問題を越えて、歴史的所産として存在するものであり、個人の選択行為に対しては、かなり強い制約条件として、むしろアприオリに前提されるものである、という見解もあるだろう。

## 8. 干渉者が合理的でありますか

個人の選択行為に干渉するのは、子に対する親、生徒に対する教師などであるが、他に社会、世間の名において年配者あるいは先輩が、若年者あるいは後輩に干渉するケースは多い。この場合、干渉が正当化される根拠はあるか、それを経済学の論理で考えてみよう。個人の選択が合理的とは必ずしもいえない場合の最も典型的な例は、不確実性の存在である。これに対して個人の行動に干渉する例は、不確実性を克服しているといえるか。ある主体にとって不確実性が存在するが、干渉者にとってはより確実性に近い、という前提をおくことは可能である。その場合の最も妥当な説明は、不確実性は、知識の減少関数であり、知識、ノウハウは、経験の増加関数である。したがって、より不確実性の度合いの少ない先輩が、後輩に干渉することはしばしばある。

社会という立場、世間という立場からの個人の行動に対する干渉がそれなりに説得力を持ちうるのは、おそらく二つの根拠にもとづいているからである。一つは、累積の結果もたらされた知識の集積であるということ、もう一つは、大多数の個人の意見の集合であり、その意見にしたがうことはそれだけ自分の選択によってもたらされるリスクを軽減するからである。

このことを、これまでの議論と関連させてみると、次のように言うことができる。一つは、効用について事前的効用と事後の効用に分けてみる考え方

である。先の議論では、ある個人にとって  $A$ ,  $B$  二つの選択対象があり、事前的には  $A$  のほうがより大きい効用をもたらすが、事後的には  $B$  のほうがより大きい効用をもたらすという場合、個人は  $A$  を選択してしまい、後になつてから後悔する、という時、個人に対して事前に  $B$  を選択するように干渉するというケースをとりあげた。個人の選択は、財やサービスを消費する前に行われる。したがって選択するときに効用水準の高いほうをとるのが、個人主権の原理に適っている。しかし、世間は  $B$  のほうが本人にとってもより高い効用水準をもたらすことを見ている。したがって、本人にとっての事後的効用は、世間にとては事前にわかっているものである。その意味で  $B$  を選択させるように誘導するような干渉は意味を持ちうる。

このことをもう少し広く消費一般にあてはめて考えてみると、経済学的にはきわめて興味深い問題につながる。通常、経済理論では、財を消費する場合に、その財がどれだけの効用をもたらすかを消費者は知っているものと前提している。だが、実際は、消費してみなければどれだけの効用をもたらすかは、わからない。しかし、購買行動は消費する以前に行われている。経済学では時間消費的なサービスの消費を除けば、購買行動と消費した後に得られる満足との間の時間のずれは問題にせず、消費すること consume と、購買すること purchase との区別を行っていない。財がどれだけの効用をもたらすかを消費する前に知っているということは、完全予見を前提にしていることと同じである。財がすべて均質であるような単純化の想定があてはまるような時代には、それもよかったですであろうが、財の質が高度化、多様化していくと、効用理論は修正をせまられる。本を読んでから面白かったからその本を買うとか面白くなかったから買わない、というわけにはいかない。本を買うのは読む前に買うのである。通常の財の購入もそれとほぼ同様である。もちろん、経済理論では消費行動において試行錯誤や再契約が前提になっており、個人の合理的選択が実現するようになっているが、現実の購買行動は、そのような試行錯誤は不可能な場合が多い。

これが通常の財ではなく、教育サービスや医療サービスになると、試行錯誤はまったくと言っていいほど不可能である。そこでそのようなサービスの選択に際しては、評判や他者のアドバイス、情報入手が必要になってくる。

パターナリスティックな干渉が生じうるケースは、マンガを買うか哲学書を買うか、といった選択問題や、比較的高価な耐久財の購入等であることが多い。したがって、事前、事後という概念がよくあてはまるが、通常の購買行動ですら購買と消費との間に時間のずれが生ずる。そして購入の意思決定も対価の支払いも、原則的には事前の（消費する前）であって、消費してからの評価に応じて対価を支払うというものでは決してない。購買と消費が同時的であるサービスの場合も、まったく同様で、サービス消費をする以前に取引は成立している。例えば、レストランで食事をする場合も、実際にレジで支払いを済ますのは、食事が終ってからであるが、サービスの取引は、注文をした時点で成立しており、食べ終ってからまずかったから安くする、といったものではない。これは取引契約というものが、実際に財やサービスを消費する以前に、すなわち事前に行われるということからしても、当然である。

通常の財、サービスの消費についてさえ、最適な選択を行うためには財、サービスに関する情報が必要である。ましてや試行錯誤の不可能なサービス消費に関しては、事前の情報の重要性はより大きい。一般論としていえば、財、サービスに関する評判といったかたちでの情報を入手する努力は、すべて個々人の責任において行うべきことであり、そこでも個人に選択の自由がある。先に挙げたようなAをとるかBをとるかの選択についても、同様であって、他人の干渉を受ける必要はなさそうである。それにもかかわらず、パターナリスティックな干渉が行われるのは、個人の情報能力が不足しているか、当該サービスがもたらす効用が事後的にしかわからず、事前に予測できないためである。通常の財については、りんごが美味か否かは、正確には食べた後でなければわからないが、日常の経験からある程度事前に予測可能

である。しかし、哲学書を読むかマンガを読むかという場合に、マンガは面白さがおおよそ検討がつくのに対し、ヘーゲルの精神現象学は、まったく予測ができないばかりでなく、読んだとしても事後的に効用を見出すというわけではない(少なくともふつうの人にとっては)。にもかかわらず、ずっと後になって間接的には本人のためになるかもしれない。こうした種類の消費行動についてこそ、パターナリストイックな干渉が意味を持ちうる。

以上のことと定式化して示そう。

個人の効用  $U$  について事前の効用  $U \text{ ex ante}$  と事後の効用  $U \text{ ex post}$  に分けてみる。財を  $X_1, X_2$  としよう。

$$U \text{ ex ante} = U \text{ ex ante}(X)$$

$$U \text{ ex post} = U \text{ ex post}(X, I_x)$$

$$I_x = I_x(m)$$

$I_x$  は  $X$  についての情報

$m$  は  $X$  財の消費経験の累積値

パターナリズムが問題になるのは、 $X_1, X_2$  のすべての消費水準に関して、

$$U \text{ ex ante}(X_1) > U \text{ ex ante}(X_2)$$

$$\frac{\partial U \text{ ex post}}{\partial X_1}, \frac{\partial U \text{ ex post}}{\partial I_x}(X) > 0$$

しかし、

$$I_x = I_x(m)$$

$m$  がゼロなら、

$$I_x = 0$$

$m > 0$  なら

$$I_x > 0$$

$I_x > 0$  の場合、

$$U \text{ ex post}(X_2, I_x) > U \text{ ex post}(X_1, I_x)$$

このような場合に、パターナリストイックな干渉が生じうる。

干渉者の干渉行為が合理的であるためには、少なくとも個人の情報の不完全性を補充するだけの情報を経験の累積によって持っていることが必要である。

〈注〉

1) 一般に西欧社会が個人主義を伝統としているかのように思われているが、それは西欧のすべてではない。近代を特徴づける理念がプロテスタンティズムと照応していることはよく知られているが（マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」）、ひとくちにヨーロッパと言ってもプロテstantが支配的な国もあれば、カトリックが支配的な国もある。特に、社会主义体制の崩壊後、それまで一部の専門研究者の間でしか関心を持たれていなかった東欧諸国についての情報が、かなり広く知られるようになった。それとともに、同じ西欧でも、国によりかなりの違いがあることも意識させられるようになったと言える。ヨーロッパは、個人主義的、アジアは家族主義的あるいは共同体的といった単純な図式で割り切るのは、あまりに素朴に過ぎるというべきである。

一方、新古典派に代表される正統派の経済学は、通常われわれが西欧の伝統として理解してきた個人主義の理念を基礎にしている。しかし、現実はその理念型どおりに動いているわけでないことは言うまでもない。

2) R.H. Coase "The Nature of the Firm" Quarterly Journal of Economics. Feb. 1937.

3) 資源配分を行う組織として市場組織があるが、それと同様に企業組織もまた資源配分の組織とみることができる。市場組織と企業組織の中間項にあって資源配分を行う組織として、企業間のゆるやかな連携であるところの企業グループがある、という見方を最初に提示したのは、今井賢一教授であり、今井氏や後藤晃氏らのグループは、こうした考え方にもとづいて企業、及び企業グループの研究を行った。

今井賢一「現代産業組織」岩波書店 1976

4) これは単に能力の非対称性ということではなく、被干渉者が合理的な判断能力を持っていないということを意味する。

5) この問題については、新田孝彦「提題 パターナリズム—その理念の問題性—」北海道大学哲学会「会報」37号(1990)，及び岡田雅勝「提題 パターナリズムの正当化の問題」同上誌37号を参照した。

6) 新田孝彦教授は、パターナリズムの概念について次のように述べる。「パターナリズ

ム的行為とは、定義上、道徳規則違反を含む行為である。それは、例えば、カルバー&ガートの次のような定式において明らかである。

*A*が*S*に対してパターナリズム的に行行為するための必要十分条件

- (1) *A*の行為は、*S*に利益をもたらすこと
  - (2) *A*の行為は、*S*に関して、道徳規則違反を伴っていること
  - (3) *A*の行為は、*S*の過去・現在・ごく近い将来における承諾を得ることはないこと
  - (4) *S*は承諾を与える能力を有していること
- .....

パターナリズムの問題とは、諸個人の「自由の制限」を可能にする原理をめぐる一般的な倫理的問題のひとつの特殊形態である。.....「個人の利益」という目的が当の個人の自由への干渉や強制を正当化しうるか、というのがパターナリズムの正当化に関する基本的な問題なのである」(新田孝彦同上 24~25 ページ)

- 7) ここで有害な可能性のある財の消費と言っているのは、有害物質を含む財の生産、販売に対する規制のことではなく、消費者が望んで消費しようとする事に対する規制である。
- 8) ここに言う上級財と下級財（劣等財）とは、便宜的な表現であって、上級、下級の区別は社会的な評価であり、問題の個人にとっては下級財のほうがより高い効用をもたらす。上級財ないし価値財は、事後的にその効用の高さがわかる、という性質のものである。
- 9) 公共財が私的に供給された場合、税を通じて政府が供給する場合にくらべて、どんな違いがあるか。また、政府が私的公共財供給に対して補助（税控除）を行った場合に、どのような効果があるか、といった問題は 1980 年代頃から盛んにとりあげられた。主な文献としては以下のようなものがある。

Bergstrom. T. C, Blume. L. and Varian. H., "On the Private Provision of Public Goods" Journal of Political Economy, Vol. 29, 1986.

Bernheim. B.D., "On the voluntary and involuntary provision of public goods" American Economic Review, Vol. 76. 1985.

Roverts. R. D., "A positive model of charity and public transfers" Journal of Political Economy, Vol. 92, 1984.

Warr. P. C., "Pareto optimal redistribution and private charity" Journal of Public Economics, Vol. 19, 1982.

Andreoni. J., "Privately provided public goods in a large economy ; The limits

of Altruism" Journal of Public Economics, Vol. 35, 1988.

Andreoni, J., "Giving with impure altruism; Applications to charity and Ricardian Equivalence" Journal of Political Economy, Vol. 97, No.6, 1989.

Andreoni, J., "Impure altruism and donation to public goods: A theory of warm-glow giving" The Economic Journal, 100, June, 1990.

10) この議論では、 $C_0$ はすべてAの消費に向けられるから $C_0^A$ と表示しよう。同様に $C_1$ はすべてBの消費に向けられるので $C_1^B$ と表示する。したがって制約条件は、

$$Y_0 - C_0^A = C_1^B$$

$$S_0(1+r) = C_1^B$$

あるいは

$$Y_0 = C_0^A + C_1^B / (1+r)$$

と表現してもいい。

11) この定式化は、Andreoni, "Privately provided public goods in a large economy; The limits of altruism"及び"Impure altruism and donation to public goods; A theory of warm-glowgiving"に依拠している。

12) 一般に売手と買手の間の情報の非対称性とは、これを製造業者と消費者の関係についてみると、次のように説明することができる。売手は自己の製品のみを売るわけであるから、それについての情報は十分に持っているのに対し、買手が購入する選択対象は無数にある。それら無数の対象について売手と同等の情報を持つことはほとんど不可能であり、品質の高度化にともなう情報の非対称性はもちろん、本質的に売手と買手との間には情報の非対称性が存在する。

13) カラブレジは、ユリシーズがトロイア戦争からの帰途、魔女セレーンの誘惑に負けて魔女の住む島に近づかないために、船のマストに自分の体をしばりつけたという話を例に引いて、これをセルフパターナリズムと呼んでいる。Guido Calaberesi: Ideals, Beliefs, Attitudes and the Law: Private law Perspectives on a Public Law Problem, syrscuse University Press, 1985 松浦好治・松浦以津子訳『多元的社会の理想と法——「法と経済」からみた不法行為法と基本的人権——』木澤社 1989, 32-33 ページ参照。

#### 参考文献

- (1) Andreoni, J., "Privately provided public goods in a large economy; The limits of Altruism", Journal of Public Economics, Vol. 35. 1988.

- (2) Audreoni, J., "Giving with impure altruism ; Applications to charity and Ricardian Equivalence". *Journal of Political Economy*. Vol. 97, No. 6. 1989.
- (3) Andreoni, J., "Impure altruism and donation to public goods : A theory of warm-glow giving" *The Economic Journal*. 100. June, 1990.
- (4) Bergstrom, T. C, Blume, L. and Varian, H., "On the private provision of public goods" *Journal of Political Economy*, Vol. 94, 1986.
- (5) Bernheim, B. D., "On the voluntary and involuntary provision of public goods" *American Economic Review*, Vol. 76, 1985.
- (6) Calabresi, G. ; Ideals, Beliefs, Attitudes and the Law : Private Law Perspectives on a Public Law Problem, Syracuse University Press, 1985. 松浦好治・松浦以津子訳『多元的社会の理想と法——「法と経済」からみた不法行為法と基本的人権——』木澤社 1989.
- (7) Case, R.H., "The Nature of the Firm" *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1937.
- (8) 今井賢一『現代産業組織』岩波書店 1976
- (9) 新田孝彦「提題——パターナリズム——その理念の問題性——」北海道大学哲学会『会報』37号, 1990。
- (10) 岡田雅勝「提題 パターナリズムの正当性の問題」北海道大学哲学会『会報』37号, 1990。
- (11) Roverts, R.D., "A positive model of charity and public transfers" *Journal of Political Economy*, Vol. 92, 1984.
- (12) Warr, P.C., "Pareto optimal redistribution and private charity" *Journal of Public Economics*, Vol. 19, 1982.